



様式第3 (第7条関係)

※受理年月日	令和8年5月15日
※受理番号	729
※備考	

変更届出書

令和8年5月13日

京都府知事 様

大東土地株式会社
代表取締役 大東 範行
大阪府寝屋川市香里本通町5番11号

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称: ヒルズコート

所在地: 京都府八幡市美濃山ヒル塚 31-1 外

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社ナップス	午前10時	午後8時
株式会社ジオホールディングス	午前10時	午後10時

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社ナップス	午前10時	午前0時
株式会社ジオホールディングス	午前10時	午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

午前9時30分～午後10時30分

(変更後)

午前9時30分～午前0時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

数：1箇所

位置：敷地南東側（出入口1箇所）

※添付図面3『変更前建物配置図』参照

(変更後)

数：2箇所

位置：敷地南東側・敷地北東側（出入口2箇所）

※添付図面4『変更後建物配置図』参照

3 変更する年月日

令和8年5月14日

4 変更する理由

(1) (2) お客様の利便性向上のため